

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

			資料番号	20	担当課	水産課
法令名	水産資源保護法	根拠条項	22-1	許認可等の内容	保護水面区域内での工事の施工の制限	
<p>○水産資源保護法 (昭和26年法律第313号) (工事の制限等)</p> <p>第22条 保護水面の区域 (河川、指定土地又は港湾法 (昭和25年法律第218号) 第2条第3項に規定する港湾区域、同法第56条第1項の規定により都道府県知事が公告した水域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律 (平成22年法律第41号) 第9条第1項の規定により国土交通大臣が公告した水域若しくは海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律 (平成30年法律第89号) 第2条第5項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 (第5項において「港湾区域」と総称する。) に係る部分を除く。) 内において、埋立て若しくはしゅんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来す工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 ～ 6 略</p>						